

带状疱疹予防接種は、定期接種または任意接種で受けることができます。

	定期接種 (予防接種法に基づくもの)	任意接種
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①年度内に65歳になる方 ②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者手帳1級相当の方) ③年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる方(令和7年度から令和11年度までの経過措置) ④100歳以上の方(令和7年度に限る) 	50歳以上で定期接種の対象にならない人
予診票	<ul style="list-style-type: none"> (①、③、④の方) 保健センターから郵送された予診票を使用して接種する。 ※R7年4月に発送 (②の方) 保健センターへお問い合わせください。 	医療機関にある予診票を使用して接種。
接種費用	<p>医療機関の窓口で自己負担額を支払う。</p> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> <p>【自己負担額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生ワクチン(1回接種) 3,000円 ○不活化ワクチン(2回接種) 8,000円/回 <p>※生活保護の方、中国残留邦人等支援助給の方は無料</p> </div>	<p>医療機関で費用の全額を支払う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆接種終了後に費用の一部助成(秩父市独自の事業)に申請ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接種期限 R7年9月30日(火) 不活化ワクチン(シングルリックス)の場合は、1回目を9月30日までに接種していれば、2回目も助成の対象となります。(期限までに申請したものに限り) ○申請期限 R7年12月19日(金)